

津山市監査委員告示第5号
平成30年1月31日

地方自治法第199条第12項の規定により平成29年度出資団体監査の結果に
基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

監査の対象

団体名 株式会社津山市加茂町ふるさと振興公社

所管部署 産業経済部仕事・移住支援室

監査期間

平成29年8月4日～平成29年12月20日

措置等の内容

【株式会社 津山市加茂町ふるさと振興公社】

指摘事項	会社法第435条第2項には、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない」と規定されているが、事業報告書が作成されていなかった。法令に基づいた適正な事務処理を行うよう改められたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	平成30年5月開催予定の第25期の株主総会において作成するよう改める。	

【株式会社 津山市加茂町ふるさと振興公社】

指摘事項	会社の経理に関する規程が定められていなかったが、不正や事務処理ミスの防止のためにも、経理規程を整備し、適正な会計処理の徹底を図られたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	新たに経理規程(案)を策定し、試行運用している。 次回の取締役会において提案し、承認されれば正式に当社の規程とする。	

【株式会社 津山市加茂町ふるさと振興公社】

指摘事項	現金の取扱いについて、担当者レベルでの確認しかなされていなかったため、事務処理過程におけるチェック体制を明確にし、複数職員での確認を徹底するなど、出納事故のないよう努められたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の 内 容	現金の取り扱いについて入金伝票を作成し回議を行うよう取り扱いを改めた。経理規程の規定に沿った取扱いを行っている。	

[産業経済部 仕事・移住支援室]

指摘事項	文書管理について、株式会社津山市加茂町ふるさと振興公社の簿冊の中に仕事・移住支援室が管理すべき文書が混在しているのが見受けられた。所管部署としての業務と、事務局としての業務を混同することのないように、文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の 内 容	津山市加茂町ふるさと振興公社の書類と津山市の書類について、それぞれの簿冊に分けて保管、管理するよう文書を移動した。	

[産業経済部 仕事・移住支援室]

指摘事項	株式会社津山市加茂町ふるさと振興公社については、会社法に定めのある事業報告書の作成がなされていなかった。また、経理規程についても整備がなされていなかったため、法令・規程に基づいた適切な事務処理を行い、不正等の発生を未然に防止するよう、出資者として指導されたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の 内 容	津山市産業経済部長名で適切な事務処理を行うよう指導した。	